5　Summary

⑴　Official in charge of contract : Minoru Takano, Assistant General Manager of WINS Department of Japan Racing Association

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Electric Power

⑷　Delivery period : From 1 June 2020 through 31 May 2023

⑸　Delivery place : WINS Yatsushiro of Japan Racing Association

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A

⑺　Date and Time of tender : 11 : 00 a.m. 27 March 2020

⑻　Contact point for the notice : Japan Racing Association, WINS Yatsushiro, 1―13, Hinagu Heisei-cyo, Yatsushiro, Kumamoto, 869―5138 Japan TEL 0965―38―3033

入札公告の訂正

令和２年２月３日
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官　福田　英之
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第 306 号

1　掲載日　令和元年12月27日（号外政府調達第162号）

2　訂正内容　５ページ２段目３の⑷中「令和２年２月24日16時00分」を「令和２年２月25日16時00分」に訂正します。

入札公告の訂正

令和２年２月３日
契約等担当職　日本中央競馬会
法務部契約室長　田原　克彦
◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

○２日競広報サ第３号

1　掲載日　令和２年１月27日（号外政府調達第15号）

2　訂正内容　74ページ２段目、日本中央競馬会に係る「入札公告」２日競広報サ第３号中、３の⑷中「令和２年３月13日」を「令和２年３月18日」に、５の⑸中「By 10 : 30　13th March 2020」を「By 10 : 30　18th March 2020」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年２月３日
支出負担行為担当官
宮内庁長官官房主計課長　中山　隆介
◎調達機関番号　008　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　主馬班諸施設整備工事

⑶　工事場所　東京都千代田区千代田（皇居内）

⑷　工事内容　本工事は、厩舎、装蹄場・病馬厩舎、馬糞置場及び管理施設群全体の再配置を含めた建替工事を行うものである。
厩舎　建築面積　約1,200㎡、延べ面積　約1,250㎡、鉄筋コンクリート造（一部木造）、地上２階、
他２棟　建築面積　計　約350㎡、延べ面積　計　約350㎡、鉄筋コンクリート造（一部木造又は鉄骨造）、地上１階
建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、解体工事一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和４年３月24日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約1,200㎥、鉄筋：約220ｔ、鉄骨：約10ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　その他
①　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
②　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を紙入札方式にて行う工事である。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　内閣府における平成31、32年度の建設工事競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　内閣府競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が、1,200点以上であること（上記②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記アからオまでの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
ア　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事
イ　建物用途　厩舎、畜舎又は事務所（※１）
ウ　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
エ　建物規模　延べ面積1,000㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）
オ　上記アからエまでは同一工事の実績であること。
ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうち１社が上記アからオまでの要件をすべて満たす工事の施工実績を有するとともに、その他の構成員が、下記カからコまでの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
カ　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事
キ　建物用途　厩舎、畜舎又は事務所（※１）
ク　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ケ　建物規模　延べ面積600㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）
コ　上記カからケまでは同一工事の実績であること。
※１　複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途が建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

第明三治二十種五郵年便三月物三十認一可日